

広報

# えびな 8/1 月号

編集・発行 海老名市役所 市長室  
〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬175番地の1  
☎046(231)2111(代) ㊟046(233)9118  
HP http://www.city.ebina.kanagawa.jp

「広報えびな」は、市シルバー人材センターの会員が各家庭へ直接配布しています。お手元に届かない場合はご連絡ください。

☎ 同センター (☎237・3001)

世帯と人口(7月1日現在) 世帯 49,648 人口126,565人 男64,393人 女62,172人

## 景観基本計画を策定

### ～魅力あふれるまち海老名へ～



▲さまざまな色・形の施設が並ぶ海老名駅周辺(写真左)と、市内に広がる水田(同右)

市では、5月に「海老名市景観基本計画」を策定しました。これは、海老名らしい景観を守り残し、創り上げていくための考え方を示したもので、市の景観施策の基盤となります。今回は、同計画の概要と、今後の施策について紹介します。

☎ 都市整備課 (☎235・9605)。

#### 海老名の景観的特徴

海老名の代表的な景観は、「自然」「歴史」「生活文化」に区分することができ(左下表)。特に、市内に広がる田園風景と、海老名駅前の商業施設との対比は、現在の海老名における象徴的景観の一つと言えます。

一方で、活用されていない農地の増加や、幹線道路沿いの看板の不統一、さがみ縦貫道路インターチェンジ開設に伴う無秩序な施設立地への懸念など、今後の課題も山積しています。特に、駅周辺などの中心市街地は、施設の色や形など、統一性を確保しながら街並みを整える必要があります。この

ような課題に、市民・事業者・行政が協力して取り組むことで、市民のみならず共有できる「海老名らしい景観」を創り出すことができます。

#### 基本計画の策定経過と内容

景観基本計画は、市内の景観が持つ優れた性質や課題などを挙げるとともに、市の景観に対する理念・目標などを定めています。市民ワークショップや庁内研究会での検討を経て、策定委員会(学識経験者・市民・団体・市職員で構成)で素案を作成し、パブリックコメントを得た上で策定しました。

同計画が目指すものは、「丹沢大山の山並み、農地や里山などの緑を基調とした景観の形成」と「空と緑を調和させた中での、市街地のにぎわい景観の創出」です。これは、第四次総合計画の将来都市像「快適に暮らす魅力あふれるまち海老名」を景観の側面から具現化するものです。

#### 8月海老名市は景観行政団体に 今後は推進計画と景観条例を策定

市は、神奈川県知事の同意を受

#### 景観法とは…

国で初めての景観に関する総合的な法律で、都市・農山漁村等における良好な景観形成を図るための基本理念などを定めています。国・県・市町村が主体的・総合的に、景観施策に取り組むことができる点が特徴。

#### 景観推進計画・景観条例の策定スケジュール

平成20年5月	基本計画の策定
8月	景観行政団体へ移行 地域意見交換会
	推進計画・条例の 素案作成
平成21年7月	推進計画の告示 条例の制定・公布
平成22年1月	条例の施行

#### 海老名の代表的な景観

##### 【自然】

- 河川(相模川・目久尻川・永池川など)
- 地形(相模川沿いの低地・段丘斜面・台地など)
- 緑地(伊勢山自然公園・上今泉秋葉台自然緑地など)
- 天然記念物(有馬のハルニレ・海老名の大ケヤキなど)
- 市外の自然(丹沢大山・富士山)

##### 【歴史】

- 史跡・遺跡(相模国分寺跡・秋葉山古墳群など)
- 有形・無形文化財(龍峰寺観音堂・ささら踊りなど)

##### 【生活文化】

- 商店街(海老名駅・厚木駅周辺ほか)
- 工業団地(本郷工業団地など)
- 農地(海老名・有馬耕地の水田・畑など)
- 鉄道・駅(小田急小田原線・相模鉄道本線・JR相模線・東海道新幹線)
- 道路(国道・県道・東名高速道路など)
- 公園(海老名中央公園・海老名運動公園・北部公園など)
- 公共施設(市役所・学校など)
- 住宅地(戸建住宅・中高層マンション群など)
- イベント・まつり(えびな市民まつり・緑化まつり・産業まつりなど)

8月18日(月)26日(火)、地域ごとに「景観推進計画地域意見交換会」を開催します(2時間程度)。日程など詳細は、お問い合わせください(市ホームページもご覧ください)。

#### 地域意見交換会にご参加を

8月1日に景観行政団体に なりました。これにより、市では景観法に基づく景観計画を定め、各種の施策を展開することができま す。

今後は、基本計画を基に、21年度に景観推進計画を策定します。推進計画は、基本計画で示した施策のうち、景観法を活用して実施するものを中心に、具体的な実行計画を示します。計画には、建築物等に関する色彩・緑化等の基準、景観重要建築物・景観重要樹木の指定方針、市民参加の方法などの内容を盛り込む予定です。

また市では、推進計画と併せて、景観条例を制定します。条例では、景観法に基づく施策をはじめ、市独自の施策を規定します。

#### まちの色を考える



▲測色計で柱の色もチェック

7月19日、海老名の街の色を考える「景観ワークショップ」を開催。市民など18人が、海老名駅・国分南周辺を歩き、建物などの気になる色について、メモを取りながら話し合いました。